○ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成十一年労働省告示第百三十七号)

第二 派遣元事業主が講ずべき措置 一 (略)	第一 趣旨 第一 趣旨 第一 趣旨	改正後
第二 派遣元事業主が講ずべき措置	第一 趣旨	現

う努めること。 間を当該労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよ

(二) · (三)

三~七 (略) (略)

派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等

へ の 有期 転換の推進 雇用派遣労働者等の期間を定めないで雇用される労働者

の措置の派遣労働者等の希望を把握するよう努めること。 る期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するため に対し、 遣労働者となろうとする者 講ずるに当たっては、 派遣元事業主は、 又は電子メールを活用すること等により、 労働契約の締結及び更新 労働者派遣法第三十条の規定による措置を 当該措置の対象となる派遣労働者又は派 (以 下 「派遣労働者等」という。 賃金の支払等の機会を利用 同条各号に掲げ

派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い

当たっては、 派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ 当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一 派遣元事業主は、 当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する 労働者派遣法第三十条の二第 その雇用する派遣労働者の賃金の決定に 項の趣旨を踏ま

> 間を当該労働者派遣契約における労働者派遣の期間と合わせる 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよ

(二)
(三)
(略)

う努めること。

三~七 (略)

八 派遣労働者の福祉の増進

取扱い 福利厚生等の措置に係る派遣先の労働者との均衡に配慮した

働者の福利厚生等の措置について、 との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めること。 等の実状を把握し れ派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生 で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等をはじめとする派遣労 派遣元事業主は、 労働者派遣に係る業務を円滑に遂行する上 当該派遣先において雇用されている労働者 必要に応じ派遣先に雇用さ

派遣労働者の適性、 能力、 希望等に適合する就業機会の確保

期間及び日 うとする労働者について、 派遣元事業主は 最も適合した就業の機会の確保を図るとともに、 就業時間 派遣労働者又は派遣労働者として雇用しよ 就業場所 当該労働者の適性、 派遣先における就業環境等 能力等を勘案し 就業する

ロ 派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先 に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみ をもって、当該派遣労働者の賃金を従前より引き下げるよう な取扱いは、労働者派遣法第三十条の二第一項の趣旨を踏ま な取扱いは、労働者派遣法第三十条の二第一項の趣旨を踏ま

会の確保等 会の確保等 派遣労働者等の適性、能力、経験、希望等に適合する就業機

確保を図るとともに、就業する期間及び日、就業時間、就業場の適性、能力、経験等を勘案して、最も適合した就業の機会の派遣元事業主は、派遣労働者等について、当該派遣労働者等

練の機会を確保するよう努めなければならないこと。かんがみ、派遣元事業主は、就業機会と密接に関連する教育訓する知識、技術、経験等を活かして就業機会を得ていることにするよう努めなければならないこと。また、派遣労働者はその有について当該労働者の希望と適合するような就業機会を確保す

断、派遣先における就業環境等について当該派遣労働者等の希望と適合するような就業機会を確保するよう努めなければなら等を活かして就業機会を得ていることに鑑み、派遣元事業主は等を活かして就業機会を得ていることに鑑み、派遣元事業主はのなければならないこと。

九 (略

十 個人情報の保護

(一) 個人情報の収集、保管及び使用

一、作業の単生、保管及び使見 の確保を図る目的の範囲内で、派遣労働者等の個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な業 目的の範囲内で、派遣労働者等の個人情報(一及び二におい 目的の範囲内で、派遣労働者等の個人情報(一及び二におい で単に「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲 がる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な業 がる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な業 で単に「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲 で単に「個人情報と収集してはならないこと。 での限りでないこと。

(イ) (ハ) (略)

ロ・ハ (略)

ニ 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られるこ

九

十個人情報の保護

個人情報の収集、保管及び使用

イ

この限りでないこと。

正の限りでないこと。

正の限りでないこと。

この限りでないこと。

(イ) (ハ) (略

ロ・ハ (略)

二 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られるこ

と。 第三十五条第一項の規定により派遣先に通知すべき事項のほ 供することができる派遣労働者の個人情報は、 ものであること。 して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は この限りでないこと。 労働者派遣事業制度の性質上、派遣元事業主が派遣先に提 当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限られる なお、 派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には ただし、 他の保管若しくは使用の目的を示 労働者派遣法

(三) (二) 個人情報の保護に関する法律の遵守等

同法第四章第一 個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保 保護に関する法律第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者 (以下「個人情報取扱事業者」という。)に該当する場合には また、 及び二に定めるもののほか、 個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、 節に規定する義務を遵守しなければならないこ 派遣元事業主は、 個人情報の

に努めること。

+ 開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業期間中 ないこと。 派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはなら の履歴書の送付を行うことは、 派遣元事業主は、 派遣労働者の特定を目的とする行為に対する協力の禁止等 なお、 派遣労働者等が、 紹介予定派遣の場合を除き、 派遣先によって派遣労働者を特 自らの判断の下に派遣就業 派遣先による

> ك_° あること。ただし、 供することができる派遣労働者の個人情報は、 限りでないこと。 人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この 該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限られるもので 第三十五条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、 労働者派遣事業制度の性質上、 なお、 派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には 他の保管若しくは使用の目的を示して本 派遣元事業主が派遣先に提 労働者派遣法 当

(略)

(三) (二) 個人情報の保護に関する法律の遵守等

という。)に該当する場合には、 者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて 義務を遵守しなければならないこと。 に規定する個人情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者」 保護に関する法律 個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。 、及び二に定めるもののほか、 (平成十五年法律第五十七号) 同法第四章第一節に規定する 派遣元事業主は、 また、 個人情報取扱事業 第二条第三項 個人情報の

<u>+</u> 歴書の送付又は派遣就業期間中の履歴書の送付を行うことは、 ないこと。なお、 派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはなら 派遣元事業主は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣先による 派遣労働者の特定を目的とする行為に対する協力の禁止等 自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履 派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者

こと。 らの行為を求めないこととする等、 を目的とする行為への協力の禁止に触れないよう十分留意する 施可能であるが、派遣元事業主は、派遣労働者等に対してこれ 定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、 派遣労働者を特定すること 実

略

<u>+</u> <u>-</u> (略)

情報の提供

派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主

付け、 を適切に選択できるよう、 た額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割 る料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除し 教育訓練に関する事項等に関する情報を事業所への書類の備 インターネットの利用その他の適切な方法により提供する 労働者派遣の実績、 労働者派遣に関す

こと

らの行為を求めないこととする等、派遣労働者を特定すること 行われたことには該当せず、実施可能であるが、派遣元事業主 を目的とする行為への協力の禁止に触れないよう十分留意する 派遣先によって派遣労働者を特定することを目的とする行為が 派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者に対してこれ

こと。

十二(二)(略)

派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主 情報の公開

報を公開すること。 遣労働者の賃金の額 を適切に選択できるよう、 教育訓練その他事業運営の状況に関する情 労働者派遣の実績、 派遣料金の額、

- 6 -

派